Ⅱ　教育委員会

1　教育委員会の組織

教育委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づいて、学校その他の教育機関の設置・管理、学校教育、社会教育、スポーツ及び文化財等教育に関する事務を管理執行することを職務権限とする行政委員会です。

教育委員会は、市長が市議会の同意を得て任命した教育長と4人の委員により構成されます（教育長の任期は3年、委員の任期は4年）。教育長は委員会の会務を総理し、委員会を代表します。また、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときにその職務を代理する者を指名します。

教育委員会名簿

職名	氏名（ふりがな）	就任	現任期
教育長	青木（あおき）　由美子（ゆみこ）	令和５年　４月１日	令和７年10月１日～令和10年９月30日
教育長職務代理者	阿部（あべ）　善雄（よしお）	令和７年10月１日	令和７年10月１日～令和11年９月30日
委　員	望月（もちづき）　克浩（かつひろ）	令和４年11月１日	令和４年11月１日～令和 ８年10月31日
委　員	吉本（よしもと）　一謙（かずのり）	令和５年10月１日	令和５年10月１日～令和 ９年 ９月30日
委　員	川辺（かわべ）　美沙（みさ）	令和６年10月１日	令和６年10月１日～令和10年９月30日


青木由美子教育長


阿部　善雄
教育長職務代理者


望月克浩委員


吉本一謙委員


川辺美沙委員

※　歴代教育長及び委員については、巻末の「資料編」に掲載

2　教育委員会の会議

教育行政の基本的な施策の決定や諸問題の解決等の重要案件を処理するほか、事務事業の報告等を行うため、会議を開きます。会議は、原則として毎月第3木曜日に定例会を開催するほか、必要に応じて臨時会を開催します。

（1）教育委員会が議決する主な事項

教育行政の重要事項は、議案として教育委員会で審議され、原則として委員の賛成多数により可決される。

教育委員会で議決すべき事項（「小平市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」より抜粋）

（1）教育行政の運営及び学校その他の教育機関の運営管理について一般方針を定めること。
（2）委員会が定める規則及び規程の制定及び改廃に関すること。

（３）学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
（４）都費負担教職員(以下「教職員」という。)の服務の監督及び研修の一般方針を定めること。
（５）教職員の任免(校長及び副校長の任免に限る。)、分限及び懲戒についての内申に関すること。
（６）事務局及び教育機関の課長(課長相当職を含む。)以上の職にある者(教職員を除く。)の任免に関すること。
（７）事務局及び教育機関の職員(教職員を除く。)の分限及び懲戒に関すること。
（８）第４号から前号までに掲げる事項のほか、教職員の人事(服務に関することを除く。)並びに事務局及び教育機関の職員(教職員を除く。)の人事に関すること。
（９）教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。
(10) 教育予算その他議会の議決を経るべき議案について市長に意見を申し出ること。
(11) 9,000 万円以上の教育財産の取得及び処分について市長に申し出ること。
(12) 教科用図書の採択に関すること。
(13) 児童又は生徒の出席停止に関すること。
(14) 請願、訴訟及び審査請求に関すること。
(15) 表彰等を行うこと。
(16) 小平市情報公開条例（平成 13 年条例第 29 号）に基づく公文書の公開の請求に対する決定に関すること。
(17) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づく保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定に関すること。
(18) 小平市公文書等の管理に関する条例（令和３年条例第１号）に基づく特定歴史公文書の利用の請求に対する決定に関すること。

（２）教育委員会の議事（令和７年度）

議案

議決事項(52 件)		議決した会議
条例制定の申出（0件）		
予算の申出（5件）		
	令和7年度教育予算の補正の申出について	5月定例会
	令和7年度教育予算の補正の申出について	8月定例会
	令和7年度教育予算の補正の申出について	10 月定例会
	令和7年度教育予算の補正の申出について	2月臨時会
	令和8年度教育予算の申出について	
規則、規程の制定・改正（15 件）		
	小平市立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について	7月定例会
	小平市教育委員会統括係長の認定等に関する規程の制定について	2月定例会
	小平市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について	
	小平市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について	
	小平市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定について	3月定例会
	小平市教育委員会事案決裁規程の一部を改正する規程の制定について	
	小平市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について	
	小平市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について	
	小平市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則の制定について	
	小平市立学校給食共同調理場処務規程の一部を改正する規程の制定について	
	小平市立公民館処務規程の一部を改正する規程の制定について	
	小平市立図書館処務規程の一部を改正する規程の制定について	
	小平市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部を改正する規程の制定について	
	小平市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について	
	小平市立学校等出勤記録整理及び出勤簿整理規程の一部を改正する規程の制定について	

人事（29 件）		
	（略）	
その他（3 件）		
	小平市教育委員会事務の点検及び評価－令和6年度分－について	8月定例会
	令和8年度使用特別支援学級教科用図書の採択について	
	第二次小平市教育振興基本計画の令和8年度主要事業について	2月臨時会

※　52 件すべての議案が可決または承認された。

※　教育委員会の会議のその他の議事については、巻末の「資料編」に掲載

（3）会議及び議事録の公開

教育委員会の会議は、プライバシーを含む議事や人事案件のほかは原則として公開しており、通常は 20 人までの傍聴が可能である。

また、会議後には議事録を作成し、市役所市政資料コーナーで閲覧に供するほか、市のホームページでも公開している。

3 教育委員会表彰

小平市の教育及び文化の振興発展に貢献し、かつ、その功績が顕著なもの及び他の模範と認められる行為を行ったもの（個人・団体）に対し、表彰し、又は感謝の意を表すために、教育委員会として表彰を行います。

（1） 対象者

① 小平市立学校に在学する児童・生徒又はこれらの者で構成する団体で次のいずれかに該当するもの

ア 有益な調査研究、発明若しくは発見をし、又は工夫を考案したもの
イ 児童・生徒の名誉を高め、他の模範となる行為を行ったもの
ウ その他表彰することが適当であると委員会が認める成績（教科の学習成績を除く。）を修め、又は行為を行ったもの

② 学校に勤務し、若しくは勤務していた教職員又はこれらの者で構成する団体で次のいずれかに該当するもの

ア 職務上の成績が特に優秀なもの
イ 職務上特に有益な研究若しくは発明をし、又は工夫を考案したもの
ウ 特に他の模範となる行為を行ったもの
エ 校長又は副校長で退職（死亡による退職を含む。）をしたもの
オ その他表彰することが適当であると委員会が認める成績を修め、又は行為を行ったもの

③ そのほか、表彰することが適当であると委員会が認めるもの

「小平市教育委員会表彰等に関する規程」より抜粋

（2） 令和７年度表彰実績

表彰内容		人数・団体数
1 感謝状贈呈		
	退職校長・副校長	６名
	社会教育委員等非常勤特別職等	29名
2 表彰状授与(児童・生徒)		
	競技会、コンクール等で優れた成績を修めた市立学校の団体	２団体
	競技会、コンクール等で優れた成績を修めた児童・生徒	53名

4 教育委員会の広報

教育委員会では、「市報こだいら」や小平市ホームページなどを活用するほか、教育委員会独自に広報を行い、積極的な情報提供に努めています。

（1） 広報紙「小平市教育委員会だより」

教育委員会が推進する施策や、市立小・中学校及び児童・生徒の取組等をお知らせするため、「小平市教育委員会だより」を発行している。

① 発行回数

年４回（その他「新年度　特別号」を１回発行）

② 配布先

市立小・中学校の児童・生徒に配付するほか、市公共施設、市内鉄道駅等で配布している（紙媒体のほか、ホームページにも掲載）。

また、平成 24 年度より、市内の幼稚園・保育園を通じて市内在住の３～５歳児の保護者にも配付し、幼稚園・保育園と小学校の連携を推進している。

③ 発行部数

22,000 部／回（令和７年度）

5 小平市総合教育会議

総合教育会議は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づいて市長が主宰する会議で、市長と教育委員会が、地域の教育の課題やあるべき姿を共有し、相互に連携して教育行政を推進していくため、教育行政の大綱の策定、教育の条件整備など重点的に講ずべき施策や、児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置についての協議・調整を行います。

（1） 開催実績（令和７年度）

回数	開催日	開催時間	開催場所
第1回	7月18日（金）	10:00～11:20	市役所　大会議室
第2回	12月22日（月）	10:00～11:20	市役所　505 会議室

（2） 協議等の内容

会　議	区　分	内　容
第1回	協議事項	学校施設の複合化を契機とした地域コミュニティの醸成
第2回	協議事項	生きる力を育む　小平市のこれからの特別活動

（3） 小平市の教育に関する大綱

「大綱」は、小平市の教育、学術及び文化の振興に関する基本的な方向性を示すものとして、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、市長が定めるものである。

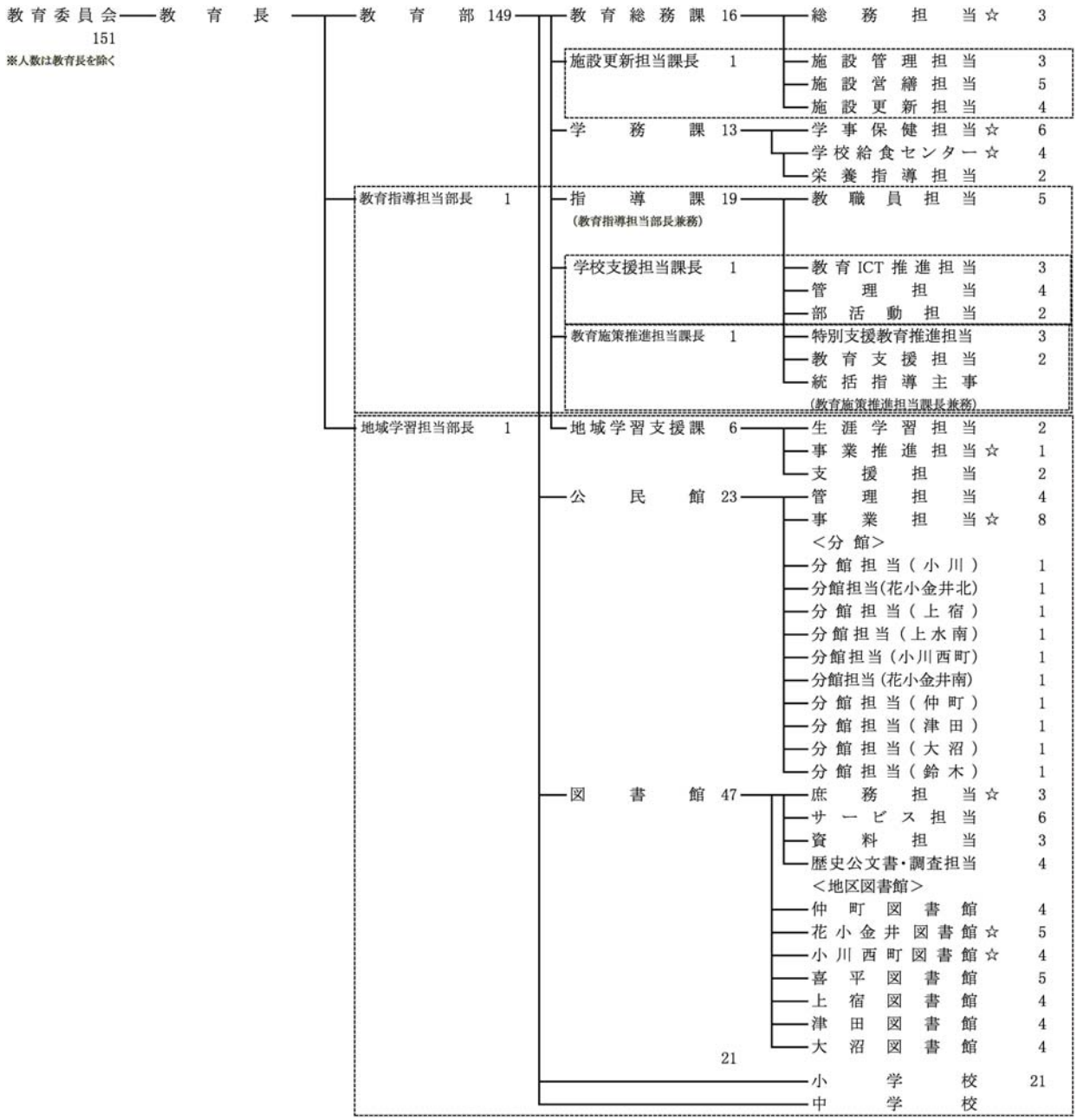
（Ⅷ　資料編参照）

6　教育委員会事務局

教育委員会の権限に属する事務を処理するため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、教育委員会に事務局を設置しています。事務局の組織等は教育委員会の規則で定めています。

（1） 事務局・教育機関の組織図と職員数

令和８年４月１日現在



（２） 事務局等の主な分掌事務

	分 掌 事 務	
教育総務課	①教育委員会の会議及び秘書事務に関すること。 ②事務局及び教育機関に勤務する職員(都費負担職員を除く。)の任免その他人事に関すること。 ③規則、訓令及び告示に関すること。 ④予算及び決算の総合調整に関すること。 ⑤重要事業の総合調整に関すること。 ⑥訴訟及び審査請求に関すること。 ⑦公印に関すること。	⑧学校の設置及び廃止に関すること。 ⑨校地の設定及び変更並びに学校施設の建設及び営繕の計画に関すること。 ⑩学校施設の管理・保全に関すること。 ⑪教育行政相談に関すること。 ⑫学校教育に関する他課に属さないこと。 ⑬文化財の保護に関すること。 ⑭学校施設のスポーツ開放に関すること。 ⑮学校施設の更新等の総合調整に関すること。
学務課	①児童、生徒の就学、転学、その他学籍に関すること。 ②学級編制に関すること。 ③就学援助、就学奨励に関すること。 ④通学路及び通学路の防犯カメラに関すること。	⑤学校の予算（令達を含む。）及び決算に関すること。 ⑥学校保健に関すること。 ⑦学校給食に関すること。
指導課	①教職員の任免、給与その他人事及び福利厚生に関すること。 ②教職員の研修に関すること。 ③教育課程及び教科内容に関すること。 ④児童生徒の指導に関すること。 ⑤教育研究に関すること。	⑥教育ICTの推進に関すること。 ⑦特別支援教育に関すること。 ⑧教育相談に関すること。 ⑨不登校児童・生徒に関すること。 ⑩情報教育の推進に関すること。 ⑪部活動の地域展開・地域連携に関すること。
地域学習支援課	①生涯学習の振興に係る総合的な計画・調整に関すること。 ②青少年の健全育成に関すること。 ③地域と学校の連携・協働に関すること。 ④非核平和学習事業に関すること。	⑤生涯学習に関する他課に属さないこと。
公民館	①定期講座の開設 ②討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等の開催 ③定期講座等の参加者のための保育 ④公民館事業の広報	⑤利用団体の連絡 ⑥公民館の施設、設備及び備品の公共的利用 ⑦その他公民館の目的達成のために必要な事業
図書館	①図書館資料を収集し、又は作成し、利用者の用に供すること。 ②図書館資料の分類排列をし、及びその目録を整備すること。 ③図書館の利用のための相談に応じること。 ④他の図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室との連絡及び協力 ⑤他の図書館との図書館資料の相互貸借	⑥図書館の分室の運営 ⑦講座、講演会、おはなし会、イベント、資料展示会等の開催 ⑧参考資料の紹介及び提供 ⑨図書館報その他の出版印刷物の発行及び頒布 ⑩子ども文庫その他の読書に関する団体との連携、協力及び支援 ⑪その他図書館の目的達成のため必要な事業 ⑫歴史公文書に関すること。

※平成 27 年４月１日付け組織改正により、スポーツに関すること及び文化に関することは、地域振興部文化スポーツ課が担当します。

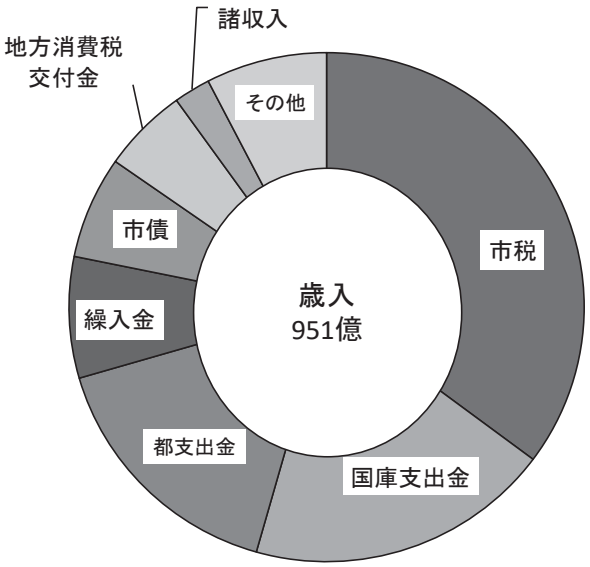
7　令和８年度教育予算

市の歳入歳出予算のうち、教育委員会が所管する事務に係る部分について、教育委員会はあらかじめ市長に意見を申し出て、これをもって市長から市議会に予算案が提出されることとなっています。
教育委員会では、市議会で議決された予算をもってさまざまな事業に取り組むこととなります。
なお、市長部局の文化スポーツ課が行うスポーツに関すること及び文化に関することに係る予算も教育費に含まれています。

（１） 一般会計と教育費

一般会計の令和８年度当初予算総額は、951 億円で、前年度の 902 億 8,600 万円に比べ 48 億 1,400 万円、約 5.3%の増となっている。

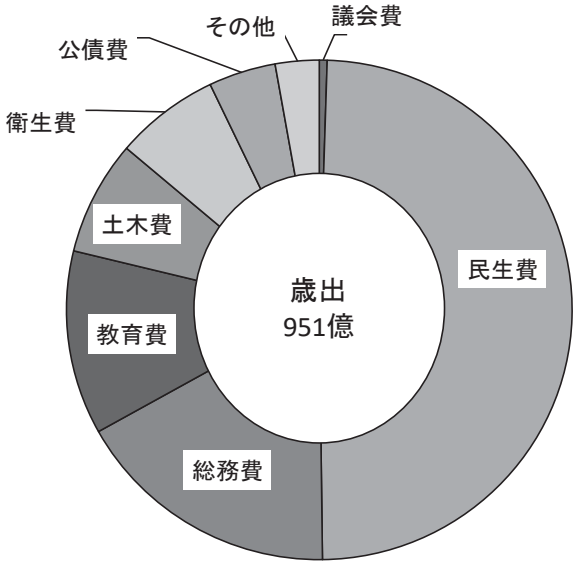
教育費は 112 億 9,789 万 6,000 円で、一般会計歳出予算に占める割合は約 11.9%である。



（単位：千円）

市税	33,434,000	35.2%
地方譲与税	284,001	0.3%
利子割交付金	160,000	0.2%
配当割交付金	425,000	0.4%
株式等譲渡所得割交付金	849,000	0.9%
法人事業税交付金	705,000	0.7%
地方消費税交付金	5,096,000	5.4%
ゴルフ場利用税交付金	10,000	0.0%
自動車取得税交付金	2	0.0%
環境性能割交付金	1	0.0%
地方特例交付金	296,000	0.3%
地方交付税	1,500,000	1.6%
交通安全対策特別交付金	15,000	0.0%
分担金及び負担金	24,884	0.0%
使用料及び手数料	1,441,347	1.5%
国庫支出金	18,296,131	19.2%
都支出金	15,264,788	16.1%
財産収入	561,596	0.6%
寄附金	12,800	0.0%
繰入金	7,343,810	7.7%
繰越金	1,000,000	1.1%
諸収入	2,212,240	2.3%
市債	6,168,400	6.5%
合計	95,100,000	100.0%

（端数調整あり）



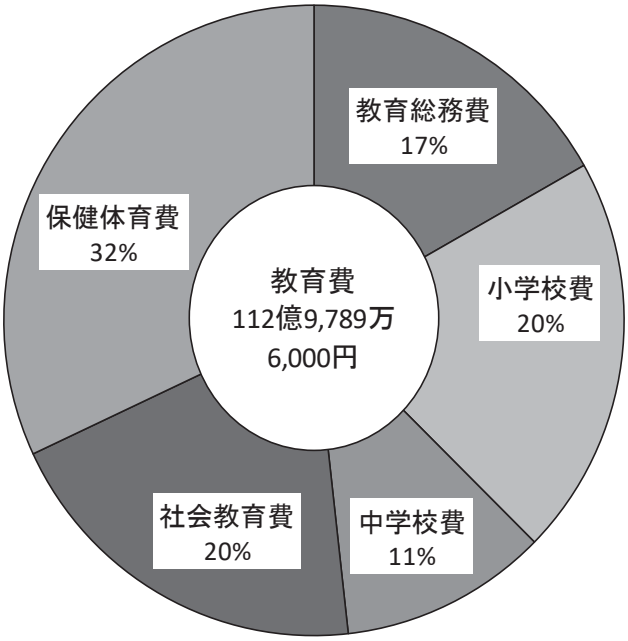
（単位：千円）

議会費	470,699	0.5%
総務費	16,231,435	17.1%
民生費	46,892,103	49.3%
衛生費	6,381,518	6.7%
労働費	37,513	0.0%
農業費	172,750	0.2%
商工費	167,985	0.2%
土木費	6,993,512	7.4%
消防費	2,216,794	2.3%
教育費	11,297,896	11.9%
公債費	4,136,278	4.3%
諸支出金	1,517	0.0%
予備費	100,000	0.1%
合計	95,100,000	100.0%

（端数調整あり）

（２） 教育費の内訳

令和８年度の市の教育予算は、112 億 9,789 万 6,000 円で、前年度の 98 億 6,435 万 8,000 円に比べ 14 億 3,353 万 8,000 円、約 14.5%の増となっている。



（単位：千円）

科　目			令和8年度	令和7年度	増減額	増減率
教育費			11,297,896	9,864,358	1,433,538	14.5%
	教育総務費		1,899,954	1,807,766	92,188	5.1%
		教育委員会費	553,769	509,323	44,446	8.7%
		教育指導費	1,346,185	1,298,443	47,742	3.7%
	小学校費		2,327,136	2,245,917	81,219	3.6%
		学校管理費	1,440,583	1,722,550	△ 281,967	△16.4%
		教育振興費	347,011	356,778	△ 9,767	△2.7%
		学校保健体育費	99,504	98,432	1,072	1.1%
		小学校建設費	440,038	68,157	371,881	545.6%
	中学校費		1,222,544	979,730	242,814	24.8%
		学校管理費	917,960	665,498	252,462	37.9%
		教育振興費	255,642	266,064	△ 10,422	△3.9%
		学校保健体育費	48,942	48,168	774	1.6%
	社会教育費		2,237,470	2,088,079	149,391	7.2%
		社会教育総務費	114,666	105,826	8,840	8.4%
		社会教育振興費	797	809	△ 12	△1.5%
		青少年対策費	91,522	88,548	2,974	3.4%
		文化財保護費※	46,778	32,500	14,278	43.9%
		公民館費	508,926	557,862	△ 48,936	△8.8%
		図書館費	1,474,781	1,302,534	172,247	13.2%
	保健体育費		3,610,792	2,742,866	867,926	31.6%
		保健体育総務費※	124,697	121,719	2,978	2.4%
		体育施設費※	784,043	185,014	599,029	323.8%
		体育館費※	381,882	193,163	188,719	97.7%
		学校給食費	2,320,170	2,242,970	77,200	3.4%

※文化スポーツ課（市長部局）予算